

涼風園長期入居利用料金表

平成30年4月1日現在

第1段階

(単位:円)

(生活保護受給者または老齢福祉年金受給者で市町村民税非課税の方等)

	介護保険 1割負担	看護体制 加算(Ⅰ)	看護体制 加算(Ⅱ)	日常生活 継続支援 加算	夜勤職員 配置加算	栄養 マネジメント	個別機能 訓練加算	食事 サービス費	おやつ代	居住費 (ホテルコスト)	1日あたり (処遇改善 加算含む)	1ヶ月あたり (30日)
要介護1	636	6	13	46	27	14	12	300	100	820 (日額)	2,019	60,570
要介護2	703										2,090	62,700
要介護3	776										2,168	65,040
要介護4	843										2,239	67,170
要介護5	910										2,310	69,300

第2段階

(市町村民税非課税の方で課税対象年金額
及びその他の収入の合計が80万円以下の方等)

	介護保険 1割負担	看護体制 加算(Ⅰ)	看護体制 加算(Ⅱ)	日常生活 継続支援 加算	夜勤職員 配置加算	栄養 マネジメント	個別機能 訓練加算	食事 サービス費	おやつ代	居住費 (ホテルコスト)	1日あたり (処遇改善 加算含む)	1ヶ月あたり (30日)
要介護1	636	6	13	46	27	14	12	390	100	820 (日額)	2,109	63,270
要介護2	703										2,180	65,400
要介護3	776										2,258	67,740
要介護4	843										2,329	69,870
要介護5	910										2,400	72,000

第3段階(市町村民税非課税の方で第2段階に該当しない方等)

	介護保険 1割負担	看護体制 加算(Ⅰ)	看護体制 加算(Ⅱ)	日常生活 継続支援 加算	夜勤職員 配置加算	栄養 マネジメント	個別機能 訓練加算	食事 サービス費	おやつ代	居住費 (ホテルコスト)	1日あたり (処遇改善 加算含む)	1ヶ月あたり (30日)
要介護1	636	6	13	46	27	14	12	650	100	1,310 (日額)	2,859	85,770
要介護2	703										2,930	87,900
要介護3	776										3,008	90,240
要介護4	843										3,079	92,370
要介護5	910										3,150	94,500

第4段階(市町村民税課税の方等)

	介護保険 1割負担	看護体制 加算(Ⅰ)	看護体制 加算(Ⅱ)	日常生活 継続支援 加算	夜勤職員 配置加算	栄養 マネジメント	個別機能 訓練加算	食事 サービス費	おやつ代	居住費 (ホテルコスト)	1日あたり (処遇改善 加算含む)	1ヶ月あたり (30日)
要介護1	636	6	13	46	27	14	12	1,380	100	3,500 (日額)	5,779	173,370
要介護2	703										5,850	175,500
要介護3	776										5,928	174,840
要介護4	843									105,000 (月額)	5,999	179,970
要介護5	910										6,070	182,100

※1日あたり及び1ヶ月あたりの料金には 部分の費用の総額に「介護職員処遇改善加算」6.0%が加算されています。

※介護保険法に基づき、上記の料金に加算する場合があります。

- ・初期加算(入所日から起算して30日以内の期間については1日30円加算されます。)
- ・療養食加算(厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合1食(回)6円加算されます。)
- ・経口維持加算(摂食機能障害があり、医師から食事の特別な管理が必要だと指示された場合、1ヶ月400円加算されます。)

涼風園長期入居利用料金表 ※2割負担

平成30年4月1日現在

第4段階(市町村民税課税の方等)

(単位:円)

	介護保険 2割負担	看護体制 加算(Ⅰ)	看護体制 加算(Ⅱ)	日常生活 継続支援 加算	夜勤職員 配置加算	栄養 マネジメント	個別機能 訓練加算	食事 サービス費	おやつ代	居住費 (ホテルコスト)	1日あたり (処遇改善 加算含む)	1ヶ月あたり (30日)
要介護1	1,272	12	26	92	54	28	24	1,380	100	3,500 (日額)	6,578	197,340
要介護2	1,406										6,721	201,630
要介護3	1,552										6,875	206,250
要介護4	1,686										7,017	210,510
要介護5	1,820										7,159	214,770

※1日あたり及び1ヶ月あたりの料金には 部分の費用の総額に「介護職員処遇改善加算」6.0%が加算されています。

※介護保険法に基づき、上記の料金に加算する場合があります。

- ・初期加算(入所日から起算して30日以内の期間については、1日60円加算されます。)
- ・療養食加算(厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合1食(回)12円加算されます。)
- ・経口維持加算(摂食機能障害があり、医師から食事の特別な管理が必要だと指示された場合、1ヶ月800円加算されます。)